

別 紙

アイヌ文化学習トランク貸出条件

アイヌ文化学習トランクの貸出条件は、貸出要領に定めるもののほか、次の貸出条件によるものとする。

記

- 1 トランク及び内容物品の借用・返却に要する費用は、申請者において負担すること。
- 2 トランク及び内容物品は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 3 トランク及び内容物品は、改造その他現状を変更しないこと。
- 4 トランク及び内容物品は、転貸し又は担保に供しないこと。
- 5 トランク及び内容物品は、貸出目的以外の目的で使用しないこと。
- 6 トランク及び内容物品を亡失又は損傷したときは、直ちに書面により財団に報告し指示に従うこと。
- 7 財団はトランク及び内容物品について、その維持、管理及び返却に関して必要な指示をすることができる。
- 8 財団はトランク及び内容物品について、その維持、管理及び利用状況が、貸出条件に違反していると認められる場合は返却を指示することができ、申請者はその指示に従って返却しなければならない。